

第5回 幹事会

日時：8月23日（水）正午～13時

場所：大阪弁護士会館1205会議室+Zoomミーティング

※今回はハイブリッド方式で開催致します。

《議事の内容（予定）》

- 1 レターケース前棚置き書類削減についての意見交換
- 2 定時総会（9月28日18時）の議題について【決議】
 - （1）2022年度決算承認
 - （2）幹事選任（75期・榎野 寛俊（かやの ひろとし）会員）
 - （3）慶弔規則改正
- 3 選考委員会報告
- 4 会費減額PT報告
- 5 各種委員会からの活動報告／政策，広報，研修，親睦，若手会
- 6 大弁会務報告
- 7 各種行事の案内

春秋会慶弔規則中一部改正の件

第 1 決議を求める事項

春秋会慶弔規則を別紙新旧対照表のとおり改正する。

第 2 提案理由

1 独立等の届出（第 2 条関係）

現行規則は、会員の事務所からの独立等の届出について、独立等の年度内に幹事長に届け出る旨の期間制限を行っている。

届出期間に制限を設けることは事務手続上及び事柄の性質上合理的であると考えられるが、「年度内」という制限の場合、例えば、ある年度の 2 月に独立した会員は、約 1 ヶ月以内に幹事長に届け出なければ失権してしまう一方、4 月に独立した会員は、約 1 1 か月以内に幹事長に届け出ればよいことになり、両者の取扱いの差に不合理な区別が生じてしまう。

そこで、期間制限について、年度を基準とするのではなく、独立等の日から「6 か月以内」の期間制限に改正することを提案するものである。

2 会員等の死亡についての全会員への通知について（第 6 条、第 7 条関係）

現行規則は、第 6 条において、会員又は親族の死亡について全会員に通知するとし、かつ第 7 条において、通知は、会員又はその親族が死亡の事実を大阪弁護士会に届け出たときに適用するとしている。

しかしながら、現在の大阪弁護士会の取扱いとしては、会員又はその親族が死亡の事実を大阪弁護士会に届け出たときは、総合情報システム（会員専用サイト）により、全会員に自動的に通知がなされることになっており、幹事長が春秋会独自に（春秋会の）全会員に告知することは必要がない状況にある。

そこで、幹事長による全会員への通知は、例外的な取扱いとし、会員又は会員の親族から幹事長に申し出があったときに限る旨改正することを提案するものである。

この関係で、現行規則第 7 条は、内容を改めたうえで第 6 条に変更し、同じく現行規則第 6 条は、内容を改めたうえで第 7 条に変更する。

3 会員の親族の死亡への対応（第 5 条関係）

現行規則は、第 5 条において、会員の配偶者等が死亡したときは、弔問、弔電その他しかるべき方法により弔意を表すとともに、花又は香典金 1 万円を献ずるものとしている。

しかしながら、現在、供花の価格は単独でも 1 万円を上回っており、一対とした場合には 2 万円を上回る状況にあり、香典が金 1 万円とされていることと均衡を失する状態にある。

そこで、幹事長が弔意を表す方法のひとつとして献花を選択できるものとしたうえで、義務的に花は献じない旨改正することを提案するものである。

以上

春秋会慶弔規則中一部改正案 新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>(結婚) 第1条 同右</p> | <p>(結婚) 第1条 会員が結婚（事実上の婚姻関係及び婚姻関係と異なる程度の実質を備える戸籍その他の公的記録上の性別が同一である二者間の社会生活関係（以下「パートナーシップ関係」という。）を含む。）を幹事長に届け出たときは、祝電その他の方法で祝意を表す。</p> |
| <p>(独立等) 第2条 会員が事務所を独立し、又は共同事務所のパートナーに就任し（入会と同時のときを含む。）、その旨を独立又は就任した日から<u>6か月以内</u>に幹事長に届け出たときは、祝い金として金1万円を贈呈する。ただし、同一会員については1回限りとする。</p> | <p>(独立等) 第2条 会員が事務所を独立し、又は共同事務所のパートナーに就任し（入会と同時のときを含む。）、その旨を独立又は就任した<u>年度内</u>に幹事長に届け出たときは、祝い金として金1万円を贈呈する。ただし、同一会員については1回限りとする。</p> |
| <p>(在職40年) 第3条 同右</p> | <p>(在職40年) 第3条 会員が法曹在職通算40年に達したときは、記念品を贈呈して、祝意を表す。</p> |
| <p>(会員の死亡) 第4条 同右</p> | <p>(会員の死亡) 第4条 会員が死亡したときは、弔問、弔電、弔辞、献花その他しかるべき方法により弔意を表するとともに、香典金3万円を献ずる。ただし、弔意を表するにあたっては、できる限り幹事長又は副幹事長が弔問することとする。</p> |
| <p>(親族の死亡) 第5条 会員の配偶者（事実上の婚姻関係及びパートナーシップ関係における相手方を含む。）又は1親等の血族が死亡したときは、弔問、弔電、<u>献花</u>その他しかるべき方法</p> | <p>(親族の死亡) 第5条 会員の配偶者（事実上の婚姻関係及びパートナーシップ関係における相手方を含む。）又は1親等の血族が死亡したときは、弔問、弔電その他しかるべき方法によ</p> |

| | |
|---|---|
| <p>により弔意を表すとともに、香典金1万円を献ずる。</p> <p><u>(適用条件)</u></p> <p>第6条 <u>第4条及び第5条の規定は、会員又はその親族が死亡の事実を大阪弁護士会に届け出たときに適用する。</u></p> <p><u>(死亡の通知)</u></p> <p>第7条 <u>幹事長は、会員又は会員の親族から申し出があったときは、会員又は前条の親族の死亡を全会員に通知する。ただし、相当な理由がある場合には通知を行わないことができる。</u></p> <p>(会員への告知)</p> <p>第8条 本規則に規定する慶弔事については、春秋会の広報誌<u>又はホームページ</u>に掲載することができる。</p> | <p>り弔意を表すとともに、<u>花又は香典金1万円</u>を献ずる。</p> <p><u>(死亡の通知)</u></p> <p>第6条 <u>会員及び前条の親族の死亡通知は、全会員に対して行う。ただし、相当な理由がある場合には行わないことができる。</u></p> <p>(適用条件)</p> <p>第7条 第4条ないし第6条の規定は、会員又はその親族が死亡の事実を大阪弁護士会に届け出たときに適用する。</p> <p>(会員への告知)</p> <p>第8条 本規則に規定する慶弔事については、春秋会の広報誌に掲載することができる。</p> |
|---|---|

2023年8月17日

政策委員会 活動報告 (8月版)

第5回委員会開催 8月10日 WEB_参加者8名

委員長 松井 淑子

1 今後の企画その1 準備

(仮題) AIと憲法—シンポジウム会開催準備

- 実施日：1月23日(火) 18時 会館10階
ゲスト：山本龍彦教授(慶應大学教授、「AIと憲法」編著)
- 主要メンバー決定：75期若手メンバー等も参加。
- ChatGPTと法務などの研修、シンポジウム、弁護士による書籍など動きが目まぐるしい分野
⇒1月実施に向けて、8月30日委員らでWEBでの勉強会開催
- シンポジウム自体は、研修受講義務対象講座として申請予定。

2 今後の企画その2 開催決定

(仮題) 税務調査と弁護士—弁護士が活躍できる理由—

- 実施日：10月30日(月) 18時 会館1205
ゲスト：東北篤税理士(元泉佐野税務署長、相続税等担当)
澤由美弁護士(49期、元国税審判官)(法曹同志会)
- 対談形式：税務調査の手続きの実情、実態から入る—広く浅く—
- 内容： 国税局・税務署・審判所の立場からみた、税務調査あるいは不服申立続きでの、納税者、代理人税理士と代理人弁護士との違いについて、対談形式で語り、その中で、弁護士の職責・技能の特殊性、弁護士自治の存在意義について語る。
- 趣旨： 税務調査、税務の分野は弁護士が活動できる、活動すべき場といわれながら、関西ではあまり活発な活動がないように思われる。なぜ活動できる、活動すべき場なのかを伝えつつ、対税務署・国税局であっても、弁護士は対国ということでも怯むことなく、法を武器として、納税者の権利擁護、法による行政の徹底を働きかけていける立場にあることを伝え、業務拡大的な面もあることを伝える。特に、税務訴訟に至る以前の税務調査でこそ、弁護士の証拠評価能力等、交渉力等が活かされる等。
- 内容については、これからさらに詰める予定。
⇒9月中旬にはチラシ配布、案内できるように。

春秋会広報委員会報告（令和5年8月23日幹事会）

委員長 松尾洋輔

■ニュースレター

8月号発行：

行事報告・

①6/30 インボイス研修、②7/14 靴磨き研修

その他記事・

①連載記事「古典芸能よもやま話」

②連載記事「ひと月一島、国内航路全制覇への旅(4)」

③執行部だより

■会報秋号 刊行準備

7月下旬に取材班による東北復興状況視察取材旅行を実施

9月刊行に向けて作業中

■委員会開催：令和5年7月14日 18時30分～

議題：

1. ニュースレター8月号の掲載記事の確認・検討
2. 会報秋号準備状況確認
3. その他

■委員会日程

2023年 8/18, 9/15, 10/13, 11/10, 12/15

2024年 1/12, 2/16, 3/8

18時30分～（リアルとZoom併用）

以上

研修委員会活動報告（5）

2023年 8月23日
研修委員長 今井 力

第1 前回からの活動報告

靴磨き・革小物ケア研修

令和5年7月14日（金） 18：15～20：00

場所 弁護士会館 1205 会議室

講師 宮田周平氏 （靴磨き処「ダンディズム」）

参加者 27名

第4 今後の予定

1 刑事弁護研修

令和5年10月11日（水） 18：30～20：00

大阪弁護士会1205会議室

リアル会場のみ（Zoomなし）

講師：小橋るり 先生（51期）

藤原 航 先生（62期）

2 映画「プリズン・サークル」 上映企画

大阪弁護士会企画として実施できないか打診中

3 梅乃宿酒造研修

4 その他のアイデア募集中

以上

親睦委員会報告 2023年8月23日

親睦委員会 西田敦

第1 ラーメン企画 報告

担当：深谷 宮崎 満村

若手会と共催予定

第2 8月2日 18時～ 暑気払い（若手会共催）

担当 横瀬 中村佳菜 舘 辻 西田

更に 徳山 中原 中村佳菜 中村孝宏 満村 宮崎

おかげさまで大盛況でした！ご協力ありがとうございました！！

第3 ワインの夕べ

11月15日（水） ワインの夕べ 担当 満村 徳山 谷口

まだ10名以上余裕あります！！

第4 宝塚観劇イベント

10月21日11時～ 宝塚観劇 担当 横瀬 舘 辻 報告

第5 新人歓迎旅行

担当 鈴木 宮下 西田 中原 徳山

2月17日（予定） 1泊2日 尾道旅行 ベラビスタ宿泊

第6 その他の7月以降のイベントについて

9月 担当 宮下 西田

10月～11月 グルメ企画 担当 西田 小野 福本 中村 鈴木

「東天満の歩き方（仮）」

2月10日（土） 劇団四季観劇 竹中 宮崎 藤澤

1月29日（月） 副会長就任祝い&新人歓迎会 浦 西田 満村 徳山 横瀬

2月17日 新人歓迎旅行 鈴木 西田 宮下 中原

第7 次回会議 9月11日（月） ハイブリット会議 リアルはなにわ共同

以上

令和5年8月10日

春秋会会員各位

親睦委員会委員長 西田 敦

担当親睦委員 満村 和樹

徳山 慶太

谷口 由里子

春秋会ワインの夕べのお誘い

皆様お待ちかねの春秋会の恒例企画「ワインの夕べ」を、本年も開催できる運びとなりました。

「ワインの夕べ」は、リーガロイヤルホテルのマスターソムリエである岡昌治氏お勧めのワインを、岡氏の解説付きでおいしいお料理とともにいただける素晴らしい企画であり、岡氏やリーガロイヤルホテルのご協力を得て、毎年恒例企画となっている春秋会親睦の目玉企画です。毎回、「参加費以上の価値がある。」「貴重で美味しいワインとお料理が楽しめる。」と大変ご好評をいただいております。

季節に合ったお料理とワインを存分にお楽しみください！飲んでおいしかったワインのうち、何本かは、ゲームで勝った方に景品として持っていただくことも予定しています！

ワインにはこだわりがあるという通の方から、ワインの区別は赤か白かぐらいしか知らないという方、ワインよりも岡氏のファンだ、という方まで、皆様、是非ご参加ください。もちろん今年も例年同様、事務局の方々だけのご参加や、ご家族・ご友人とご一緒でのご参加も大歓迎です！年齢制限はありませんのでお子様のご参加もお待ちしております。是非、ご参加ください！！

岡 昌治氏：元日本ソムリエ協会会長

1972年リーガロイヤルホテル入社。海外研修を経て、帰国直後の「全国ソムリエ最高技術賞コンクール」で入賞、その後も常に高い成績を修め、日本を代表するソムリエの一人としての評価を不動のものとする。「マスターソムリエ」の称号を持ち、軽快な語り口と親しみやすい雰囲気でも人気の高い、同ホテルのトップソムリエである。

記

【日 時】 令和5年11月15日（水）19：00開始

【場 所】 リーガロイヤルホテル リモネ



【会 費】 弁護士（65期まで）・一般 12000円

 弁護士（66期以降）・事務所職員・未成年者 9000円

【定 員】 55名（申し訳ございませんが、先着順とさせていただきます）

*お手数をおかけしますが、ご参加ご希望の方は8月31日（木）までに、親睦
委員徳山慶太宛メール（tokuyama@kyoei-law.com）にてお申し込みいただきます
よう、お願いいたします。お申込みに当たりまして、以下のテンプレートをご
利用ください。

【件名】 ワインの夕べに出席します。

【メール本文】

代表者氏名 （ 期）

事務所名

事務所連絡先 電話

F A X

参加者 合計 名

 内訳 弁護士（65期まで） 名
 （氏名）

 弁護士（66期以降） 名
 （氏名）

 事務所職員 名
 （氏名）

 一般 名
 （氏名）

 一般（未成年者） 名
 （氏名）

20230724 若手会 12時10分～@zoom

【参加】安原、高、西、河野、船越、杉野、松村、米田

【企画検討】

- ・破産研修（担当：西+松村）
講師は浦先生。第2回は8月24日
- ・やかた船（担当：西+河野）
10月20日（金）夜に実施。17時30分集合18時開始か？
- ・日帰り企画（サウナ？キャンプ？ 担当：米田+高）
11月頃に実施する。
- ・美食会（担当：船越）
冬
- ・各会派対抗若手会ゴルフ（担当：河野）
11月頃（11月18日？）。5名必要（河野、船越、●）
- ・追いコン兼新人歓迎会（担当：安原+杉野）
2024年2月初旬頃
- ・親睦委員会との共催
8月2日18時～暑気払い@中之島ソーシャルイートアウェイク

【次回会議】

8日17（木）12時～

20230817 若手会 12時10分～@zoom

【参加】安原、高、西、河野、船越、松村、米田

【企画検討】

- ・破産研修（担当：西+松村）
講師は浦先生。第2回は8月24日18時から。
 - ・やかた船（担当：西+河野）
10月31日（火）夜に実施17時30分集合18時開始か？
定員20名で検討
 - ・日帰り企画（サウナ？キャンプ？ 担当：米田+高）
11月頃に実施する。山崎蒸留所？
 - ・美食会（担当：船越）
冬
 - ・各会派対抗若手会ゴルフ（担当：河野）
11月頃（11月18日）。5名必要（河野、船越、●）
 - ・追いコン兼新人歓迎会（担当：安原+杉野）
2024年2月初旬頃
 - ・親睦委員会との共催
8月2日18時～暑気払い@中之島ソーシャルイートアウェイク 盛況
- 【次回会議】
9日11（月）12時～

2023/8/22

春秋会幹事会（8月）

弁護士会の会務報告

副会長 高江俊名

1 行事等（実施済み）

- 7/22（土） 映画「最も危険な年」上映会及び対談
- 7/29（土） 来たれ、リーガル女子
- 8/1（火） 中学生ジュニアロースクール
- 8/5（土） 街かど無料法律相談 in ディアモール大阪

2 意見書・会長声明等

- 7/21 オンライン接見の実現を求める会長声明
- 7/27 「困難問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策の実施にあたり、大阪府内における女性相談支援員の拡充等を求める意見書
- 7/27 滞納者の生活再建を図る強制徴収公債権の管理のあり方について運用と制度の改善を求める意見書

3 今後の行事等の予定

- 8/26（土）13時～ シンポジウム「みんなで考える これからの学校 どうする？ 校則」
- 9/2（土）13時半～ ロールーム・リレー講座
- 9/17（日）10時～ 大阪弁護士会大運動会（万博記念公園）

4 FATF 提出

5 その他

- 谷間世代法曹への一律給付の件